介護付有料老人ホーム（一般型）

八王子同友会・長寿の森
広報誌

TIMES

ータイムスー

2025年
4月

八王子同友会・長寿の森
東京都八王子市上川町1620　フリーダイヤル0120-889-802
受付時間　8：30～17：00

新緑ドライブで行った
狭山市　智光山公園　都市緑化植物園

2024年4月～9月の様子

新緑ドライブ

狭山市智光山公園のバラ園にドライブに行き、近くの豚のテーマパーク「サイボク」で美味しいお食事とお買い物♪途中で寄った弓削田醤油では珍しい「醤油ソフトクリーム」をいただきました。

キッチンカー

昨年に続き八王子にあるうなぎの有名店「うなぎ高瀬」に来ていただきました。その場でうなぎを焼いていただいたのでうなぎの香りが施設中に広がって、それだけでおなかが空いてきます。

日帰り行楽

富士山を見に山梨県、大石公園へ日帰り行楽に行きました♪気持ちの良い天気で行楽日和でした。食事はほうとうで有名な「小作」でランチ。道の駅での買い物も楽しんでいただきました。

同友会グループ
代表 髙谷典秀

問い

狭心症治療中に納豆を食べてはいけないのでしょうか？

64歳の女性です。68歳の主人のことですが、数年前に狭心症で入院をし、それ以来、再発防止に血液をサラサラにする薬を飲み続けております。
その後、体調に変化はないのですが、私の友人も心臓の病気になり、薬を飲んでいるそうなのですが、その際に医師から、納豆や緑黄色野菜などは食べないようにと注意を受けたそうです。
主人の時には、そのような注意は受けておらず、納豆も野菜も体に良いものと思い、自由に食べておりました。
納豆や野菜は、狭心症の治療中に食べてはいけないものなのでしょうか。主人のように食べてしまった場合、どうなるのでしょうか。

答え

薬の種類によっては投薬効果を弱める場合も

今回は狭心症の治療のため血液をサラサラにする薬を飲んでいる方から、その薬と納豆や緑黄色野菜との飲み合わせについて心配をされているとのご相談です。
実は、血液をサラサラにする薬には大きく分けて二種類あり、そのうちの一つは「抗血小板薬」、そしてもう一つが「抗凝固薬」と呼ばれるものです。
血液を固める代表的な仕組みとして、まず血液中の「血小板」という血球を介して行われるものがあります。血小板は、血液の中を流れる際に、なにか異物に接した時、そこに集積して固まる性質があるのです。
もう一つは「凝固系」というもので、血液中の様々な凝固因子が関連しあい、活性化することで血液を固めるという仕組みのものです。
これら血液を固める２つの仕組みをそれぞれブロックする薬が「抗血小板薬」と「抗凝固薬」になるわけです。
抗血小板薬の代表的なものに「アスピリン」がございます。狭心症の治療には主にこの抗血小板薬が使われ、アスピリンを処方されている患者さんも多いかと思います。
一方、抗凝固薬の代表的なものは「ワーファリン」という薬で、心房細動という病気や下肢の静脈血栓症という病気に対して処方されることが多いものです。ワーファリンは、凝固系に作用して血液を固まりにくくする薬ですが、体内にビタミンＫが増えますと、その効果が弱まってしまう事が知られています。
納豆や緑黄色野菜にはこのビタミンＫを増やす作用があるため、ワーファリンを内服している方は食べないようにと医師から指示があるのです。
確かに、納豆にはナットウキナーゼという物質が含まれており、それが非常に微力ながら抗凝固作用があるため、納豆を食べると血液がサラサラになると言われております。しかしながら、ワーファリンを服用している方にとっては、納豆の血液サラサラ効果よりも、むしろワーファリンの効果を妨げてしまう事の方が強力なため、納豆を食べてはいけないということになるのです。
今回のご相談のケースでは、狭心症の治療中ということですし、医師からも納豆や野菜を食べてはいけないという説明も無かったことから、おそらく抗血小板薬が使われていることが想定されます。そうであれば、これまで通り召し上がっても問題ないと思われますが、万一のために主治医の先生にご相談をされた方が良いと思います。

出典：日本老友新聞

同友会グループ
顧問弁護士
藤川明典先生

問い

訪問販売で商品を購入しました。購入（売買契約書の交付を受けた日）から２週間後に娘が私に会いに来ました。娘は私が購入した商品は必要ないから返品するよう言います。私もその気になり返品しようと思います。そこで、娘が調べてみたら購入してから８日以上経過していたので、クーリングオフが出来ないと言うのです。もう解約や取消は出来ないでしょうか。

答え

業者が商品について本来説明すべきことを説明しなかったとか、また事実と違うことを説明したなどの事実が認められる場合は、契約申込や承諾を取消すことが出来ます。その期間は取消すことが出来るときから１年。契約の時から５年以内となります。

またこの他にも、必要以上の分量を購入する契約をした場合も解除が認められています。要件としては「日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える分量」となります。毎日消費する量（例：１日３錠のサプリメント）を２年分とか３年分購入するのは、この例に該当するでしょう。

通常半年分位は認められると思いますが、具体的には対象商品の性能、利用価値、利用回数、消費者の意向、利用の方法等を考慮することになると思います。

この他、民法の詐欺、強迫等の規定や消費者契約法を利用して取消すことも考えられます。
従って勧誘時のやり取りは重要な要素となりますので、購入後早目に対応を考える必要があります。１年後に取消と言っても、その要件の主張や立証が困難になることが予想されるからです。

出典：日本老友新聞

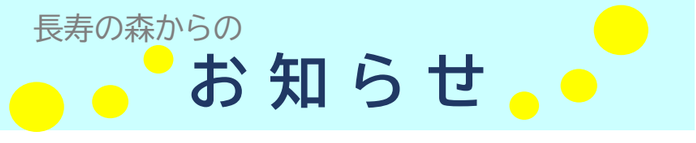

入居者数

男性	女性	合計
21名	42名	63名

眺めの良い居室の空きがございます。ぜひ見学にご来場ください。随時見学を承っておりますので、見学経験がある方もお申し込みください。

要介護認定状況

自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
33名	0名	4名	8名	4名	4名	5名	5名	63名

2025年3月25日現在